

第 8 5 号議案

建物売買代金請求訴訟に関する和解について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

建物売買代金請求訴訟に関する和解について
建物売買代金請求訴訟について、下記により和解する。

記

1 相手方

東京都足立区竹の塚五丁目 7 番 6 号
古庄ビル株式会社
代表取締役 古庄 正法

2 和解の要旨

(1) 区及び相手方は、次の各事実を相互に確認する。

ア 区を売主、相手方を買主とする令和 7 年 6 月 6 日付け停止条件付建物共有持分売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結したこと。

イ 本件売買契約に基づく売買の停止条件が、令和 7 年 7 月 1 1 日足立区区議会の議案可決により成就し、本件売買契約の効力を生じること。

(2) 区は、その余の請求を放棄する。

(3) 区及び相手方は、区共有持分の区から相手方への譲渡に関し、本件売買契約及び本和解条項に定めるもののほか、他に何ら債権債務の無いことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用は各自の負担とする。

(提案理由)

建物売買代金請求訴訟に関する和解について、地方自治法第 9 6 条第

1 項第 1 2 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。